

京都市監査委員告示第3号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成20年9月16日

京都市監査委員 高橋 泰一朗

同 井上 教子

同 不室 嘉和

同 出口 康雄

1 氏名及び住所

氏名	住所
小西 敏治	京都市左京区浄土寺東田町51番地2

2 事務を補助できる期間

平成20年9月16日から平成21年3月31日まで

(監査事務局第一課)